

河川清掃を行います

日時 8月6日(日) 午前8時
30分

※雨天・河川増水の場合中止
(午前7時30分に防災行政
無線で放送します)

対象 小学校4年生以上

集合場所 ○山吹大橋…本町、
越生東一、越生東二、上台、
上野一、唐沢、上野東、上
野二、如意、如意東、しら
さき

○中央橋…河原、新宿、上町、
仲町、西和田

○春日橋…大谷、鹿下、古池、
成瀬、黒岩

○梅園小グラウンド…津久根、
小杉、麦原、上谷、堂山

○山の家跡地…大満、黒山、
龍ヶ谷

ゴミ集積場所 高木原児童公
園、山吹大橋、山吹橋、中
央橋、春日橋、高橋、梅園橋、
新月ヶ瀬橋、天満橋、落合橋、
下戸橋、石戸橋、北ヶ谷戸橋、
下清水橋

用具等 ○ごみ袋と軍手は集
合場所で配布します。

○運動靴・長靴等でご参加く

ださい。サンダルは危険で
す。
○暑さ対策用品（帽子・飲料
水など）は各自でご用意く
ださい。
その他 ○ごみは、可燃物・
不燃物に分別して袋に入れ
てください。

○集合場所で受付した方は傷
害保険に加入しますので、
作業中にケガをした場合、
翌日までに事務局へご連絡
ください。



問 企画財政課 企画担当

TEL 内線224

おもてなし大賞及びモデル事業発表会

越生町地域づくり推進協議
会主催の「平成29年度おもて
なし大賞表彰式及びモデル事
業発表会」が5月7日に越生
町中央公民館視聴覚ホールで
行われました。

おもてなし大賞表彰式

「おもてなし大賞」はハイ
キングのまちを推進するため、
越生町を訪れる観光客等への
おもてなしにつながる事業等
を行い、その功績が特に顕著
であると認められる個人や団
体に贈られるものです。今年
度はおもてなし活動を長年続
けた1人と1団体が受賞さ
れました。

受賞者 宮崎政紀さん(龍ヶ谷)
事業内容 史跡案内と門松づ
くり



▲受賞した宮崎さん

越生町地域づくり推進協議
会では、より積極的な展開が
見込まれる地域づくり事業に
対して、モデル事業の指定を
行っています。発表会では昨
年度にモデル事業の指定を受けた4部会の取り組みが発表
されました。来場した119人の方々は熱心に耳を傾
けていました。

モデル事業発表会



▲受賞した地域づくり推進協議会麦原部会のみなさん

受賞者 地域づくり推進協議
会麦原部会のみなさん

事業内容 麦原たらし焼もち
業発表会

まちづくりを推進していく上で地域づくりは欠かすことができない大切なもの



①龍ヶ谷部会
②宮崎初男さん
③野末張見晴台
整備事業



①黒山部会
②三羽克彦さん
③三滝川景観整
備事業



①上野二部会
②山口豊さん
③虚空蔵尊さくら
公園管理事業



①麦原部会
②戸口正さん
③あじさい街道
整備事業

問 企画財政課 企画担当

TEL 内線224

①部会名、②発表者、③事業名
企画財政課 企画担当

今年度の改正ポイントも紹介します

今年度の国民健康保険納税通知書を送付します

7月中旬に越生町国民健康

保険に加入している世帯の世
帯主（納税義務者）へ、平成
29年度国民健康保険納税通知
書を送付します。

普通徴収の納期 1期..7月

31日(月)、2期..8月31日(木)
3期..10月2日(月)、4期..

10月31日(火)、5期..11月30
日(木)、6期..12月25日(月)

7期..平成30年1月31日(水)
8期..2月28日(水)

特別徴収の納期（加入者全員
が65歳~74歳の世帯の場合）
1期..4月14日(金)、2期..
6月15日(木)、3期..8月15
日(火)、4期..10月13日(金)
5期..12月15日(金)、6期..

平成30年2月15日(木)

※原則世帯主の年金から天引
きされます。ただし、世帯
主が国保以外、年金が年額
18万円未満、介護保険料の
天引きとの合計が年金額の
2分の1を超える場合は普
通徴収になります。年金か
ら天引きとなる方も口座振
替へ変更できます。

保険に加入している世帯の世
帯主（納税義務者）へ、平成
29年度国民健康保険納税通知
書を送付します。

納付は口座振替が便利

国保税の納付方法を口座振
替にすれば、納め忘れがなく
なります。また、一度手続き
をすると翌年以降も自動的に
更新されます。手続きは、通
帳と通帳に使用している印鑑
をお持ちのうえ、次の金融機
関の窓口でお申込みください。

金融機関 埼玉りそな銀行、
りそな銀行、飯能信用金庫、
埼玉県信用金庫、いるま野
農業協同組合、中央労働金
庫、ゆうちょ銀行

2. 低所得世帯への軽減制度
を拡大します

前年中の世帯の総所得金額
の合計が一定基準以下の場合、
均等割額が軽減されます。國
の税制改正に伴い、国保税の
軽減判定基準が拡大され、軽
減判定所得の算定に用いる1
人あたりの加算額が5割軽減
は27万円（今まで26.5万円）、
2割軽減は49万円（今まで48
万円）となりました。

1. 国民健康保険税課税限度額を改正します

今回の課税限度額の改正は、
国で定められている額に合わ
せるもので、医療給付費分と
後期高齢者支援金分の課税限
度額を2万円ずつ引き上げ、
課税限度額の合計額が85万円
から89万円になります。国保
加入者の医療費は、加入者が
負担する国民健康保険税で成
り立っていますので、ご理解
をお願いします。

均等割額の軽減措置について	
軽減割合	総所得金額が下記の基準を超えない世帯
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+ (27万円×被保険者数) 以下
2割軽減	33万円+ (49万円×被保険者数) 以下

平成29年度の税率

	所得割	均等割	課税限度額
医療給付費分	7.4%	2万4千円	54万円
後期高齢者支援金分	1.6%	8千円	19万円
介護納付金分	1.2%	1万1千円	16万円

所得割+均等割=年税額（上限89万円）

国民健康保険税の計算例

（40代夫婦、子ども2人、給
与収入400万円（所得266万
円）の場合）



課税標準所得額

=前年総所得金額（266万円）-基礎控除額（33万円）=233万円

所得割額（所得に応じて）

=課税標準所得額×所得割の税率

均等割額（1人あたり）

=均等割額×加入者数

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所得割額	233万円 ×7.4% =172,400円	233万円 ×1.6% =37,200円	233万円 ×1.2% =27,900円
均等割額	2万4千円 ×4人 =96,000円	8千円 ×4人 =32,000円	1万1千円 ×2人 =22,000円
計	①268,400円	②69,200円	③49,900円

年税額=①+②+③=387,500円

※介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象

※軽減措置が適用されるのは、
世帯主（国保に加入してい
ない世帯主を含む）と国保
加入者全員が所得の申告が
済んでいる世帯に限ります。

国民健康保険限度額適用・標
準負担額減額認定証について
入院などの理由で医療費が
高額になる場合、「国民健康保
険限度額適用・標準負担額減
額認定証」を医療機関に提示

する。すでに「国民健康保
険限度額適用・標準負担額減
額認定証」をお持ちの方は、有効期
限が7月31日です。引き続き
必要な方は、8月1日以降に
印鑑、保険証、有効期限の切
れた認定証を持参のうえ、町
民課窓口で更新してください。
7月中は新しい認定証を発行

できません。

町民課 国保年金担当

内線121